

組合事務所等の貸与に関する協約

国立大学法人山梨大学（以下「大学」という。）と山梨大学教職員組合（以下「組合」という。）は、組合事務所等の貸与に関し、次のとおり協約を締結する。

（組合事務所の貸与）

第1条 大学は組合に対して、工業会館1階1号室及び2号室を組合事務所として無償で貸与する。

2 組合は、組合事務所の使用にあたっては、次の各号を遵守する。

（1）施設使用に当たっては、その使用目的以外には使用しないとともに、部屋の内外の原状を変更しないこと。

（2）施設使用に当たっては、火災、盗難等の事故防止について万全の注意を払うとともに、その維持保全に努め、併せて清掃整理を行うこと。

（3）組合の責において、使用施設を滅失し、又は、損傷した場合は、大学の指示に従って速やかに原状に回復すること。

（4）貸与する鍵（1階東入口及び各部屋）の保管・管理等については、万全を期すこと。

（5）火気等の使用については、常時その安全を確認し、使用すること。

（6）建物の維持保全等のため、必要が生じた場合は、大学の指示に従うこと。

（文書等の掲示）

第2条 大学は組合に対して、最低1ヶ所の掲示板を提供する。

2 組合は、掲示板を使用するに当たっては、その維持保全に努め、併せて清掃整理を行うこと。

3 大学は、組合が組合活動の宣伝物等を教職員のメールポスト等に配布することを認める。

4 大学は、組合が組合活動の宣伝物等を大学構内において教職員等に配布することを認める。

（代替施設の貸与）

第3条 大学の都合により組合事務所の移転等の必要があるときには、組合と協議しなければならない。この場合に大学は、代替施設の貸与を行なうものとする。

（施設の利用）

第4条 大学は、組合が組合活動のために会議室その他集会のための施設の利用を申し入れたときには、業務の運営に支障がない限り、これに応じなければならない。

（有効期間）

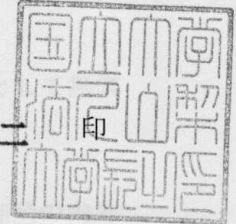
第5条 この協約の有効期限は、平成17年3月31日とする。但し、有効期限満了前に

大学又は組合が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

平成16年4月1日

国立大学法人山梨大学

学長 吉田 洋二



山梨大学教職員組合

委員長

新田 秀二

